

SmartVisca 契約約款

第1条(約款の目的、適用、変更)

1. SmartVisca 契約約款(以下「本約款」という)は、所定の「SmartVisca」申込書(以下「申込書」という)記載の申込者(以下「甲」という)に対して、株式会社サンブリッジ(以下「乙」という)から提供される顧客・従業員情報管理・活用サービス「SmartVisca」に関する利用契約(以下「本利用契約」という)についての契約条件を規定するものとする。
2. 乙は甲の承諾を得ることなく本約款を変更することがあるものとし、本約款の変更があった場合においては、変更後の約款が適用されることを甲は承諾するものとする。

第2条(用語の定義)

本約款における以下の用語についてはそれぞれ以下のように定義する。

1. 「SmartVisca」(以下「本サービス」という)とは、<https://www.sunbridge.com/smartvisca/function/>又は営業説明資料の記述に従って提供するアプリケーションサービスという意味で使用する。
2. 「利用者」とは、本サービスを利用する者として甲に指定され、乙によって本サービスの利用を承諾された者をいう。
3. 「対価」とは、甲が乙に対して本サービス利用の対価として支払うライセンス料および有料オプション料をいう。
4. 「トライアル」とは、利用期間とライセンス数を決め、第6条で規定する本利用契約を締結する前にSmartViscaを利用することをいう。期間とライセンス数は申込書で定める。
5. 「ランドスケイプ」とは、株式会社ランドスケイプをいう。[\(https://www.landscap.co.jp/\)](https://www.landscap.co.jp/)
6. 「LBC」とは、ランドスケイプ社が保有する事業所コード及び企業属性情報からなるデータベースをいう。

第3条(名刺デジタル化サービスの内容)

1. 乙は、甲の名刺画像データを、乙の専用アプリケーションによる機械的OCR処理(以下「機械的OCR処理」という)を行う。さらに、甲が希望する場合は、機械的OCR処理に加え、オペレーターによる読み取り及びテキスト化する処理をするサービス(以下「オペレーター校正処理」という)を提供する。(機械的OCR処理とオペレーター校正処理を以下「名刺デジタル化サービス」という)
2. 乙と乙の再委託先は、名刺デジタル化サービスにつき、読み取り、入力項目、処理品質、処理速度等を一切保証しないものとする。
3. 乙は、名刺デジタル化サービスによってデータ化された名刺データをSalesforce上に格納するとともに、Salesforce内で当該名刺データを参照、第三者と共有するサービスを提供する。
4. 甲がオペレーター校正処理を希望しない場合、あるいは甲が申込書又は注文書記載のオペレーター校正処理枚数の上限回数を超えて追加の発注を行わない場合において、注文書又は申込書記載の機械的OCR処理件数の上限回数を超えた時には、乙は申込書又は注文書記載の金額を甲に請求できるものとする。

第4条(再委託)

1. 乙は、乙の責任により甲の事前の承諾なくして本サービスの運用業務の一部又は全部を第三者に委託することが出来るものとする。
2. 再委託先に対して甲の名刺画像データが本サービスに必要な限りで受け渡される。

第5条(LBCサービス連携)

1. 本サービスの提供にあたり、乙の名刺デジタル化サービスの再委託先がランドスケイプの場合、本サービスで登録された名刺画像データを、LBCを用いて機械的OCR処理を行い、次にLBCを用いてオペレーター校正処理を行う。そして、読み取り結果にLBCコードを付与し、Salesforce内に登録する。(以下「LBCサービス連携」という)
2. LBCサービス連携においては、法人格はかっこ書きで略して登録され、電話番号・FAX番号・URLの記載がない又は読み取り不能の場合にLBCの情報が登録されるほか、郵便番号は名刺画像からの読み取りではなくLBCのデータが登録され、住所情報についてもLBCと照合して適合した住所情報が登録される。
3. ランドスケイプ及び乙はLBCサービス連携につき、読み取り・入力項目、処理品質、処理速度等を一切保証しないものとする。

SmartVisca 契約約款

4. 甲は、LBC サービス連携を目的に、委託業務処理のため(LBC サービス連携の精度向上のために、名刺記載の会社名、会社住所、部署名について LBC の更新に用いること、及び、名刺記載の役職について独立した役職名辞書データベースの更新に用いることを含む)に名刺画像データが乙からランドスケイプに受け渡されることについて承諾する。なお、役職名辞書データベースについては、LBC の会社情報と役職名辞書データベースは完全に独立し、両者の結びつけは生じない。
5. 甲が、以下の禁止行為に関する違反があるとランドスケイプが判断した場合、ランドスケイプからの要請を受け、乙は甲に対し当該行為の中止を求めることができ、甲がこれに応じないときは、乙は直ちに LBC サービス連携の提供を解除することができる。この場合、当該解除によって甲の LBC サービス連携にかかる対価の支払い義務は消滅せず、かつ甲は当該対価の返金を求めることがない。さらに、以下の禁止行為により乙又はランドスケイプが損害を被った場合、乙又はランドスケイプは、甲に対し損害賠償を請求することができる。
 - a. LBC 連携サービスに関するドキュメント(LBC コード以外で本サービスに登録された連絡先情報は含まない)の修正、翻訳、再配布、他のサーバでの利用、ランドスケイプの無許可の改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等、ランドスケイプの知的財産権を侵害する行為。
 - b. LBC サービスと類似する製品及びサービスを開発・運用する行為。
 - c. 本サービス上での連絡先登録、管理(バックアップ、名寄せ等を含む)その他本約款で明示的に定める場合を除き、LBC を複製、送信、加工する行為(本サービスに登録された情報を本サービス上で複製、加工、送信することは含まない)。

第6条(利用契約、契約期間、注文)

1. 本利用契約は、甲が所定の申込書又は注文書を乙に提出し、乙がこれに対し所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立する。
2. 甲は、前項で提出した申込書又は注文書の内容に変更が生じた場合には ただちに乙に通知するものとする。
3. 本利用契約は、本条第 1 項の手続きにより契約が成立してから注文書記載の利用期間の終了日まで有効とする。当該契約期間を経過したとき本利用契約は終了し、以降甲が本サービスの利用を希望する場合には、本条第 1 項の規定に基づき本利用契約を締結するものとする。但し、契約期間の満了 2 ヶ月前までに甲乙いずれかからも書面による別段の意思表示がないときは、引き続き同一の内容をもって 1 年間自動的に注文書記載の利用期間が延長されるものとし、以後も同様とする。
4. 有料オプション料の内、オペレーター校正処理に関するものについては、申込書又は注文書記載のオペレーター校正処理枚数を超過するまでに、甲乙いずれかからも書面による別段の意思表示がないときに、申込書又は注文書記載の名刺取り込み枚数を超過した場合、当該申込書又は注文書と同条件の枚数と金額で新たな追加の発注があったものとみなし、それ以後の超過についても同様とする。

第7条(本サービスの利用環境と保証)

1. 本サービスの提供時間は、24 時間 365 日とする。但し、以下の各号のいずれかに該当すると乙が判断した場合、乙は本サービスの一部又は全部の提供を必要な期間停止することができる。
 - a. 本サービスを提供するためのシステムの点検を必要とする場合(この場合、緊急時を除き、できるだけ乙は甲に事前にその旨を連絡するよう努める)。
 - b. 本サービスを提供するためのシステムに障害が発生した場合。
 - c. 電気通信事業者が電気通信役務の提供を停止した場合。
 - d. 第三者の故意、過失による不具合に対策を講じる必要がある場合。
 - e. その他、電力の供給が止まる等本サービスの提供が不可能になった場合。
 - f. salesforce.com のシステムメンテナンス等により本サービスの提供が不可能になった場合。
2. 乙は、前項各号の事由に基づく本サービス提供の停止によって生じた甲及び第三者の損害につき一切の責任を負わないものとする。
3. 乙は、甲に対し、本サービスを介してリンクされるインターネット上のいかなるサイト(ウイルスその他の有害な要素がないことも含む)についても保証するものではなく、またこれらのサイトにおける

SmartVisca 契約約款

ものとする。

第 14 条(禁止事項)

利用者は、本サービスの利用にあたって以下の各号に該当する行為(以下、「禁止行為」という)を行ってはならないものとする。乙は、利用者が禁止行為を行ったことを発見した場合には、即時に本サービスの提供を停止し、又は、本利用契約を解除することができる。利用者が禁止行為を行った場合、その行為に関わる責任は甲が負うものとし、乙は一切の責任を負わないものとする。なお、乙は利用者が行った禁止行為により損害を被ったときは、甲に賠償を求めるができるものとする。

- a. 利用者以外による本サービスの利用。
- b. 乙又は第三者の著作権・特許権・商標権・意匠権などの知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- c. 人権を侵害する行為又はそのおそれのある行為。
- d. 謹謗、中傷など、名誉・信用毀損行為又はそのおそれのある行為。
- e. 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為、又はそのおそれのある行為。
- f. 本サービスの運営を妨げる行為、又はそのおそれのある行為。
- g. コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本サービスを通じて、若しくは本サービスに関する連して使用し、又は提供する行為。
- h. 本サービスの利用で知り得た、乙及び第三者の営業秘密を漏洩する行為。
- i. 事実に反する情報を提供する行為。
- j. 乙又は第三者のプライバシー又はパブリシティ権、その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為。
- k. 本サービスの全部又は一部の複製・改変・編集・消去・他のプログラム等との結合・リバースエンジニアリング・逆アセンブル・逆コンパイル等又はミラーサイト構築等の行為。
- l. その他、乙が不適切と判断する行為。
- m. その他公序良俗に反する行為ないし法令に違反する、又は違反するおそれのある行為。

第 15 条(第三者との紛争)

本サービスの利用に関し、甲と第三者との間において紛争が生じた場合、甲は自己の責任と費用にて解決するものとし、乙は一切責任を負わないものとする。

第 16 条(秘密保持)

乙は、甲が本サービスを利用している事実及び甲の名称を、甲の事前の了解無しに公表することはないものとする。但し、乙と秘密保持契約を締結している協力企業、提携会社及び業務委託会社に対して開示する場合があるものとする。その場合においては、乙が提供するサービスと同様、乙との間において秘密保持を遵守する契約条項を義務づけるものとする。なお、乙が従うべき法律に基づき情報の開示を要求された場合(裁判所、検察庁、警察などの法的機関から、甲からの提供情報及び登録内容についての開示を求められた場合)、乙は、これに応じて情報を開示する場合があるものとする。

第 17 条(損害賠償)

1. 本サービスの提供に関して、乙の責に帰すべき事由により甲が本サービスを全く利用できない(乙が本サービスを全く提供しない場合、若しくは乙による本サービスの提供方法が本利用契約及び本約款の内容に適合しないことにより甲が全く利用できない場合をいい、本約款第 7 条第 1 項の定めに基づき本サービスを停止する場合は含まれない)場合は、障害発生から復旧までの期間(障害で利用できない状態が 6 時間以上 24 時間までを 1 日と計算)は利用期間に含まれないものとし、甲は、甲及び乙で正常なサービスを提供できなかつたことを確認した期間分の日割基本ライセンス料相当額を、確認月の翌月に請求することができる。但し、トライアル期間中はこの限りではない。
2. 乙は、本利用契約及び本約款の履行又は不履行に関して甲に損害を与えたときは、甲に対し、直接かつ現実に生じた通常の損害につき賠償する責任を負う。但し、損害賠償の総額は、乙に故意又は重過失があった場合を除き、甲が乙に対して本サービスの対価として支払った額を限度とする。

SmartVisca 契約約款

3. 甲が本サービスの利用に関し、乙又は第三者に損害を及ぼした場合、甲は、乙又は当該第三者に対し、かかる損害を賠償するものとする。
4. 甲は、本サービスを利用するにあたり、必要な電子機器、オペレーションシステム、プラットフォーム(Salesforce を含む)、ソフトウェア、通信手段および電力などを、自己の費用と責任において用意するものとし、乙は、これらの不具合による一切の責任を負わない。

第 18 条(天災等の免責)

乙は、天災、人災、騒乱等の不可抗力、第一種電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合、乙が利用する本サービスの提携先の債務不履行、感染症の蔓延、政府等による法令等の制定・改廃、労働争議その他乙の責に帰すことのできない事由により、本約款上の義務を履行できない場合には、その責を免れるものとする。

第 19 条(解約)

1. 本利用契約の解約を希望する場合は、解約を希望する日の 2 ヶ月前までに、所定の解約申込書をもって甲が乙に通知することによって解約ができるものとする。
2. 前項の定めにより解約が成立した場合において、乙は、一切対価の払い戻しにも応じないものとする。
3. 本利用契約を解約した場合、解約後はデジタル化の処理、Salesforce 以外にあるスキャンして送信された名刺情報データの保管、およびサポートを終了するものとする。
4. 本利用契約を解約した場合、甲は SmartVisca アプリをアンインストールしなければならないものとする。
5. 解約後、乙は SmartVisca に含まれる各データにアクセスできないよう設定を変更する。トライアルから対価の支払のある契約しない場合、並びに、本利用契約が終了した場合も同様とする。

第 20 条(サービス利用契約の解除、本サービスの廃止)

1. 乙は、本約款に特に明示的に定める場合のほか、甲が次の各号の一に該当する場合には、甲の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、何らの通知催告を要せずに直ちに利用契約を解除ができるものとする。
 - a. 甲が本約款に違反し、乙から 14 日間の期間を定めて催告を受けても、これを是正しなかつたとき。
 - b. 手形又は小切手を不渡りにしたとき、その他支払停止・不能の状態に陥ったとき。
 - c. 破産・民事再生・会社更生・特別清算等の申立をなし、若しくは申立を受けたとき、又は任意整理の表明を行ったとき。
 - d. 第三者より差押・強制執行・保全処分等を受けたとき、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - e. 営業の廃止・譲渡・会社分割・合併又は会社の解散を行ったとき。
 - f. 監督官庁による営業許可の取消し、停止処分その他本約款の履行が困難になると判断される事由があったとき。
2. 乙は、第 17 条第 1 項記載の乙の責に帰すべき事由により甲が本サービスを全く利用できない場合により、本サービスの提供が不能となった場合には、本利用契約を解除して、本サービスの提供を廃止することができる。また、乙は 30 日前までに甲に通知することによって本サービスを廃止することができるものとし、この場合については当該廃止日をもって本利用契約が終了するものとする。

第 21 条(残存条項)

本利用契約終了後といえども、第 15 条(第三者との紛争)、第 17 条(損害賠償)、第 21 条(残存条項)、第 22 条(契約譲渡)、第 24 条(協議条項)、第 25 条(合意管轄)及び第 26 条(準拠法)については、有効であるものとする。

第 22 条(契約譲渡)

甲は、乙への書面による事前同意なくして、本利用契約上の権利を第三者に譲渡、再許諾し、あるいは担保に供してはならず、又は第三者に義務を承継できないものとする。

SmartVisca 契約約款

第 23 条(本約款の優位性)

本約款は本利用契約における本サービス利用に関する甲乙両者の権利、義務、責任等の契約の条件についてのすべての合意を包括し、甲、及び乙双方の正式な責任者の署名又は捺印のある文書を除いては、取り消し、変更、譲渡、破棄はできないものとする。

第 24 条(協議事項)

本約款に定めなき事項、又は本約款事項の解釈、その他本利用契約に関して疑義若しくは紛争が生じたときは、甲及び乙は信義誠実の原則に従い協議の上解決するものとする。

第 25 条(合意管轄)

本約款に関連して生ずる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 26 条(準拠法)

本約款は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとする。

2021 年 10 月 5 日制定